

4. ヘイトスピーチ解消法について

(1) 関連する人種差別撤廃条約

- ICERD の第 1 条 1 項と第 5 条

(2) 主要点

- (a) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(*1) (以下、ヘイトスピーチ解消法と称す) は、日本国民を差別する法律であり、人種差別撤廃条約に違反する。
- (b) ヘイトスピーチ解消法は、思想・表現の自由を抑圧し、全体主義を招き入れる。
- (c) ヘイトスピーチ解消法が施行されて以来、日本人に対するヘイトスピーチは増加し、言論の自由は逼迫してきている。
- (d) ヘイトスピーチを解消する施策とは、慰安婦問題などの歴史捏造の停止、在日特権の廃止、ヘイトスピーチ解消法の廃止である。

(3) 背景

(a) 人種差別撤廃条約に違反する日本人差別法の成立

2016 年 5 月 24 日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」という奇妙な名前の法律が、衆院本会議で可決、成立した。「不当な差別的言動」とは所謂ヘイトスピーチのことを指しており、この法律はヘイトスピーチ解消法と呼びならわされている。

この法律は、日本人を差別する理念で満ち溢れており、人種差別撤廃条約に違反する。日本人差別の理念は、「本邦外出身者に対する (傍線部は引用者、以下同じ) 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」という名称自体に現れている。こういう法律を作る場合、通常ならば「人種等を理由にした不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」という名前の法律をつくるものである。

しかし、「人種等を理由にした」部分が「本邦外出身者に対する」に変えられている。普通は当然、あらゆる人に対して、日本なら日本の中に住んでいる人たち、あらゆる人たちに対する「不当な差別的言動を問題にする法律」をつくるものである。そういう法律を作るのが、人種差別撤廃条約の考え方のはずである。ところが、この法律は、名称から分

かるように、本邦外出身者即ち外国人に対するヘイトスピーチだけを問題にして、日本人に対するヘイトスピーチは野放しにするものである。つまり、この法律は、日本人に対するヘイトスピーチにお墨付きを与えた日本人差別法なのである。

日本人差別性が一番現れているのが第3条である。

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するようつとめなければならない。

「国民は」の箇所は、普通の国では、「何人も」というふうに規定する。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」というところは、「人種等を理由にする不当な差別的言動」というふうを書く。第3条は、「国民は」と書いているから、国民にだけ義務を課すものである。日本居住の外国人には義務を課さない。

なぜ、こんな規定となるかという、日本国民を潜在的な差別者というふうに捉えるからである。差別者は日本人だけであるという考え方である。外国人が日本人を差別するというふうには、捉えない。実際には、特に朝鮮総連を中心とした在日韓国・朝鮮人は、反日日本人と組んで、慰安婦問題や「朝鮮人強制連行」問題を捏造し日本人を差別してきたわけだが、こういう捏造行為をヘイトスピーチや差別とは捉えようとしない。

さらに言えば、戦後の日本では、日本人が一番日本国内でトップに位置しているわけではない。ある意味で、アメリカ人を筆頭にして、韓国人や中国人、特に韓国人も、日本人の上位に位置してきた。しかし、あからさまにそういうことを規定した法律は、今までなかった。今回、明確に、日本人というのは潜在的に差別者であり、悪者であると規定したわけである。この法律は、日本人は悪で外国人は善なるものであるという形で、外国人を日本人の上位に正式に設定した。法律上ある意味、日本人は被差別民族になったのである。

それゆえ、名称自体と第3条から、この法律は日本人差別法であると言える。明らかに、人種差別撤廃条約に違反した法律である。

更に差別性について言うならば、この法律は、日本人の上に位置する外国人の中では、在日韓国朝鮮人を厚遇し、白人、特にアメリカ人を差別するものである。審議過程で、「アメリカ人は帰れ」は許されるが、「韓国・朝鮮人は帰れ」は許されないということになったからである。

(b) 表現の自由を抑圧し、全体主義を招き寄せる

また、この法律は、自由民主主義社会にとって最も大事にすべき思想・表現の自由を著しく抑圧する危険性をもつ。ヘイトスピーチ問題は精神の問題、心の問題であり、ヘイトスピーチに対する規制は、道徳や良心によって行うべきものである。法律が精神や心の問題にまで立ち入らないのが、自由民主主義の社会の鉄則である。心の問題にまで立ち入る

法律ができれば、共産主義やファシズムと同じ全体主義国家になっていく危険が一举に高まっていくことになる。ちなみに、ヘイトスピーチ規制法を作れと日本政府に勧告せよと国連に働きかけてきた日本人たちは、中国や北朝鮮の共産主義又は全体主義国家が大好きな人たちである。彼らは、日本を全体主義国家にするために活動しているのである。

百歩譲って、心の問題に法律が立ち入ることを認めるとしても、近代法の大原則である「罪刑法定主義」から言って、解消の対象となるヘイトスピーチの定義が明確である必要がある。しかし、ヘイトスピーチの定義を記した第2条は、次のように規定している。

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

この定義を読んでヘイトスピーチの定義がすっきり分かる人はほとんどいないだろう。法務省は、一応、ヘイトスピーチを3類型にまとめている。すなわち、(1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）、(2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの（「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など）、(3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）、という3類型である。この3類型の内容も曖昧であるが、さらに傍線を引いた「など」という言葉が加わることによって、更に定義が曖昧なものになっている。

ここまで曖昧化されると、日本及び日本人の立場を擁護するために諸外国を批判する言論が全てヘイトスピーチに認定されていく危険性があると言ってよい。

この法律は、内容面だけではなく、手続き面でも不公正な作られ方をした。何しろ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の審議は、参院法務委員会で2016年4月19日、26日、5月12日のわずか3回、衆院法務委員会では5月20日のたった一回、それもわずか一時間審議されただけである。しかも、「反ヘイトスピーチ」運動側からは意見を聴取していたようだが、在特会などの「ヘイトスピーチ」運動側の意見を全く聴取していない。極めて拙速に、且つ不公正な手続きで作られたのである。

だが、最も問題なのは、ヘイトスピーチの原因論議が全くなされなかったことである。「ヘイトスピーチ」の原因は、韓国と北朝鮮、中国の反日政策である。そして、反日政策

に基づき捏造された慰安婦問題などの反日ヘイトスピーチであり、在日特権の存在である。問題にされてきた在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチとは、反日ヘイトスピーチや在日特権に対する日本人側の反撃として行われたものである。しかし、これらの原因について全く議論されなかったのである。

原因論議がなければ、とるべき対策が分かるわけがない。それゆえ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」という見当違いの対策がとられることになったのである。

(c) 法律成立後、日本人に対するヘイトスピーチは増加し、言論の自由は逼迫している

この法律が施行されて以来、日本及び日本人の立場を擁護する言論は逼塞している。北朝鮮批判の街宣行動がマスコミによって「ヘイトスピーチ」とレッテル貼りされるようになった。当局が許可を出した保守系団体のデモが「ヘイト」デモとレッテル貼りされ、共産主義全体主義者と北朝鮮右翼に襲撃されても、警察は放置している。他方、共産主義者の反天連（反天皇制運動連絡会）のデモは、厳重に警察に守られている。それどころか、例えば 2017 年 11 月 26 日に行われた反天連のデモでは、「天皇制いらぬ」だけでなく、「日本が大嫌い、日本人の思考性格が嫌い、日本人は間違いだ、日本人を許さない、日本なんか殲滅してしまえ」というプラカードが登場した。これは、日本人に対するヘイトスピーチである。いや、ヘイトスピーチどころではない。「日本なんか殲滅してしまえ」という言葉は、一民族の殲滅を狙うジェノサイド思想の表明である。

そしてつい最近、事件が起きた。2018 年 6 月 3 日、川崎市教育文化会館で行われるはずだった「ヘイトスピーチ条例」を考える会主催の講演会が、左翼勢力によって暴力的に中止に追い込まれた事件である。講演は弁護士によるもので、反ヘイトスピーチ条例が是非かについて考えるものだった。しかも、川崎市が許可したものだった。ところが、この講演会がヘイトスピーチを行う講演会であるとマスコミによって宣伝され、左翼勢力に襲われた。日本では、日本及び日本人の言論の自由は扼殺されつつあるのである。

(d) ヘイトスピーチを解消する施策とは

以上を踏まえるならば、ヘイトスピーチを解消する施策とは、明確である。第一に、韓国と北朝鮮、中国による反日政策の抑制である。第二に、慰安婦問題などの歴史捏造をやめさせることである。第三に、在日特権の廃止である。第二、第三の点が実現すれば、在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチは、すぐに根絶されるだろう。

しかし、もう一度言うが、日本人に対するヘイトスピーチは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されてから増大している。このヘイトスピーチを解消するためには、何よりも、この法律の廃止が必要である。

(4) 結論と勧告

- (a) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は、人種差別撤廃条約に違反する。
- (b) 日本政府は、日本人の言論の自由を守り、日本人差別を辞めさせるために、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を廃止すべきである。
- (c) 上記法律を廃止できないのであれば、日本政府は内外で行われる日本人に対する差別的言動を解消していく法律を作るべきである。

レポート担当「表現の自由 勉強会」

註：

(*1) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
<http://www.moj.go.jp/content/001184402.pdf>